（特定秘密指定管理簿の様式等）

第七条　令第三条に規定する特定秘密指定管理簿（以下「特定秘密指定管理簿」という。）は、特定秘密管理者が管理するものとする。

［2～4　略］

（特定秘密の表示の方法）

第八条　特定秘密表示（令第四条に規定する特定秘密表示をいい、令第十六条第一号に規定する法第三条第二項第一号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

［一～三　略］

［2～6　略］

（通知の方法）

第九条　法第三条第二項第二号に規定する通知（令第十六条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第三号の書面により行うものとする。

2　［略］

（指定の有効期間の延長に伴う通知等）

第十二条　令第八条第一号の規定による通知（令第十六条第三号の規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。

2　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第八条第一号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

3　［略］

（特定秘密表示の抹消）

第十五条　令第七条第一項第一号及び第十一条第一項第一号の規定による特定秘密表示の抹消（令第十六条第二号イ及び第四号イの規定によるものを含む。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

［一～三　略］

2　［略］

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十六条　令第七条第二項に規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等（同条第一項第一号に規定する旧特定秘密文書等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

［一～三　略］

（特定秘密指定管理簿の様式等）

第七条　令第四条に規定する特定秘密指定管理簿（以下「特定秘密指定管理簿」という。）は、特定秘密管理者が管理するものとする。

［2～4　同上］

（特定秘密の表示の方法）

第八条　特定秘密表示（令第五条に規定する特定秘密表示をいい、令第十七条第一号に規定する法第三条第二項第一号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

［一～三　同上］

［2～6　同上］

（通知の方法）

第九条　法第三条第二項第二号に規定する通知（令第十七条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第三号の書面により行うものとする。

2　［同上］

（指定の有効期間の延長に伴う通知等）

第十二条　令第九条第一号の規定による通知（令第十七条第三号の規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。

2　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第九条第一号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

3　［同上］

（特定秘密表示の抹消）

第十五条　令第八条第一項第一号及び第十一条第一項第一号の規定による特定秘密表示の抹消（令第十七条第二号イ及び第四号イの規定によるものを含む。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

［一～三　同上］

2　［同上］

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十六条　令第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等（同条第一項第一号に規定する旧特定秘密文書等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

［一～三　同上］